



## 統一した基準による 平成29年度財務書類分析報告書について

広報あびこ3月16日号でお知らせした「速報版 平成29年度一般会計等財務書類4表(統一した基準)」が、一部数値を修正し確定しました。分析報告書など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 財政課・内線236



## 会社を退職された方へ 国民年金への手続きはお済みですか

20歳以上60歳未満の方は、公的年金(国民年金・厚生年金)への加入が法律で義務付けられています。そのため、60歳未満の方が退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の届け出が必要です(退職した方に扶養されている配偶者の方も届け出が必要です)。国保年金課(市役所本庁舎1階)または各行政サービスセンターで手続きしてください。

平成31年4月からの国民年金保険料 月額1万6410円

※納付が困難な場合は、保険料が免除になる制度があります。

※手続きが遅れると、万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業時の特例審査(退職した方の所得を除外して審査)が受けられない場合があるので、速やかに申請してください。

☎ 国保年金課・内線355



## 特別児童扶養・障害児福祉・特別障害者の各手当受給者の方へ 手当額改定のお知らせ

4月分から、各手当額が改定されました(下表参照)。これらの手当を新たに受給したい場合は、請求のうえ認定を受ける必要があります(所得制限あり)。

◎特別児童扶養手当 身体・知的または精神に中～重度の障害を有する20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは父母に代わって養育している方。

障害の程度が目安…身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A～Bの1程度

◎障害児福祉手当 身体・知的または精神に重度の障害があり、常時介護を必要とする20歳未満の方。

障害の程度が目安…身体障害者手帳1級または2級の一部、療育手帳A

◎特別障害者手当 身体・知的または精神に著しく重度の障害があり、常時特別の介護を要する寝たきり状態などの20歳以上の方。

障害の程度が目安…身体障害者手帳1級または2級の一部(主に複数の重度障害がある方)、療育手帳Aの1

手当名	改定前	改定後
特別児童扶養手当1級	5万1700円	5万2200円
特別児童扶養手当2級	3万4430円	3万4770円
障害児福祉手当	1万4650円	1万4790円
特別障害者手当	2万6940円	2万7200円

☎ 障害福祉支援課・内線384



## 被爆74周年 平和の願いを折り鶴に！ 「平和祈念の折り鶴」寄贈のお願い

今年も、市民の皆さんの平和への願いを込めた「折り鶴づくり運動」を行います。寄贈された千羽鶴は、アビスタでの原爆写真展(8月6日(火)～19日(月))や平和祈念式典(8月18日(日))での展示のほか、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典への寄贈などに活用します。

募集期間 6月18日(火)～7月10日(木)

回収場所 社会福祉課(市役所西別館3階)、市役所本庁舎1階ロビー、各行政サービスセンター、各近隣センター、アビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、アビシルベ、市民体育館、つつじ荘、西部福祉センター、障害者福祉センター※数量が多い場合はご相談ください。

作り方 ①1辺10～15cmの紙を使用(色紙・広告紙など)。②折り鶴は広げず、たこ糸などの丈夫なひもで長さ1m程度にまとめる。③数本を束ね、フックに吊るすための輪を作る。※千羽鶴には短冊を結び付けることもできます。

◎千羽鶴作成のボランティアを募集

市で回収した折り鶴を自宅で千羽鶴にまとめるボランティアも募集しています。詳しくはお問い合わせください。

☎・☎ 社会福祉課・内線377

## 平成30年度 情報公開の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの求めに応じて市が保有するさまざまな情報を公開するものです。また、市政への市民参加を進めるため、審議会などの会議を一部の会議を除き、原則公開しています。個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適切に取り扱うことを定めたもので、自己に関する情報の開示、訂正、利用停止の請求ができます。

◎情報の公開・個人情報の開示状況 情報公開の請求件数は122件で、個人情報の開示請求件数は13件でした。請求に対する決定状況は表1、情報公開請求の主な内容は表2のとおりです。決定に対する審査請求はありませんでした。

◎会議の公開 審議会などの会議は347回開催しました。公開した会議は180回(一部公開を含む)で、傍聴人に発言の機会を設けた会議は44回、傍聴人があった会議は32回でした。傍聴人の総数は65人で、発言者は5人でした。非公開とした会議は167回で、主なものは介護保険認定審査会の110回でした。

◎情報公開・個人情報開示請求の手続き 情報公開請求と個人情報の開示請求は、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、情報公開コーナー(教育委員会、水道局、消防本部)で受け付けています。請求する場合は、請求書を窓口へ提出してください。郵送による請求もできます。個人情報の開示請求には、運転免許証などの本人確認ができる書類が必要です。

◎行政情報資料室をご利用ください 行政情報資料室では市政情報、パブリックコメントの募集案件と寄せられた意見、市が作成した計画書や刊行物などを見ることができます。また、計画書、予算書、市史資料、めるへん文庫作品集などの有償刊行物も販売しています。

利用時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

☎ 文書管理課・内線237

表1 請求に対する決定状況

区分	件数	決定内容		
		公開	部分公開	非公開(不存在含む)
情報公開	122	26	72	24
個人情報開示	13	2	7	4

表2 情報公開請求の主な内容

実施機関	請求の主な内容
総務部	市職員服務規程、議事録など
企画財政部	固定資産評価事務取扱要領、固定資産税等過誤納金返還要領など
市民生活部	市民公益活動補償制度保険証券、住居表示届出書受付台帳など
健康福祉部	専用水道一覧、火災保険等証券、配食サービス事業者選定文書など
環境経済部	手賀沼親水広場施設改修等工事竣工図、火災保険等証券など
建設部	治水関係工事に伴う調査委託設計書、火災保険等証券など
都市部	建築基準法第43条ただし書許可基準、道路位置指定申請図など
水道事業管理者	火災保険等証券
消防長	建物立入検査結果通知書、防火対象物一覧表
教育委員会	火災保険等証券
監査委員	監査委員選任に関する資料
農業委員会	行政処分取消訴訟判決書及び関連文書



## 浸水防止工事費用の一部を助成

大雨により住宅・店舗・事務所・駐車場などに浸水被害を受けた方が、浸水被害の軽減を図るために行う浸水防止工事に対して、費用の一部を助成します。  
対象 平成15年度以降に浸水被害に見舞われ、あびこハザードマップの浸水実績区域に在住の方または我孫子市で罹災証明を受けている方

助成対象工事 ①給湯器・エアコン・温水器などの設備機器のかさ上げ②駐車場のコンクリート・砂利などのかさ上げ③建物基礎部のかさ上げまたは敷地の盛土④玄関先・店舗内・事務所内その他の室内外の床面のかさ上げ⑤住宅などの出入口または敷地内の防水措置・コンクリート布設・ブロック積など⑥敷地内への浸水を防ぐためのブロック壁の設置ほか※販売目的で所有する建物・土地に係るものは除きます。

助成額 工事費用の2分の1(上限30万円)※工事が複数の場合は合算

交付要件 ①工事実施前に助成申請手続きを行うこと②令和2年3月31日(火)までに浸水防止工事の完了が見込まれること

☎・☎ 市民安全課・内線217

<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

…パブリックコメント …お知らせ …お出かけ …講演・講座・教室 …募集 …健康・検診 …予防接種